

令和6年度 第31回 山梨県女子サッカーリーグ 大会要項

- 1 目的 山梨県女子サッカーリーグのさらなる発展と交流を促進し、女子サッカーの技術向上と普及・育成を図ることを目的とする。
- 2 名称 第31回山梨県女子サッカーリーグ
- 3 主催 (一社) 山梨県サッカー協会
- 4 主管 (一社) 山梨県サッカー協会女子委員会
- 5 期間 2024年4月第3週～12月第1週
- 6 会場 押原公園 他
- 7 参加資格 (1) チーム (公財) 日本サッカー協会 (以下 JFA) に女子登録した加盟チームであること。
(2) 選手 ① 試合前日までに登録された2012年(平成24年)4月1日以前に生まれた選手であること。12歳以上の登録選手とする。小学生は出場できない。
② JFAにより「クラブ申請」を承認されたクラブに所属するチームについては、同一クラブ内のチーム間であれば移籍手続きを行うことなく本リーグに参加することができる。この場合、同一クラブ内のチームであれば、複数のチームから選手を参加させることも可能とする。
③ 外国籍選手は5名まで登録でき、1試合3名まで出場できる。
④ JFAに当該年度の選手登録を完了した者。なお、原則として試合会場に選手登録証(写真付き)を持参しない選手は試合に出場できない。【選手登録証とはJFA Web登録システム「KICKOFF」から出力した選手証・登録選手一覧をさす】
⑤ 登録に関しては以下とする。
 - ・登録ウィンドウは設けず、試合毎の登録選手とする。
 - ・試合日から10日前までにJFA登録された選手であること。
 - ・試合日から5日前までに女子委員長・運営責任者の承認を得た選手であること。
 - ・本リーグ期間中に一度承認を得た選手は、再度申請をする必要はなしとする。
 - ・複数チーム出場する場合は、チーム間での移籍は単独チームと同様とする。
- 8 競技方法 (1) 強化リーグ、育成リーグともに2回戦総当たりのリーグ戦とし、ホームアンドアウェイ方式による。
(2) 強化リーグの試合時間は90分とし、ハーフタイムのインターバルは15分とする。
(3) 育成リーグの試合時間は70分とし、ハーフタイムのインターバルは10分とする。

9 競技規則

- (1) 当該年度 JFA 制定のサッカー競技規則による。
- (2) 各試合開始 30 分前にマッチコーディネーションミーティングを実施し、両チームのユニフォームの決定、諸注意事項の確認等を行う。
- (3) メンバー用紙 4 部は選手登録証（または電子登録証）とともに 30 分前に本部席に提出すること。
- (4) メンバー用紙提出後に先発メンバーが出場不可能となった場合は、主審の許可を得て交代要員の中から補充することができる。この場合、交代要員の補充または変更を行うことはできない。
- (5) 選手交代は各試合開始前に登録された最大 9 名までの選手を主審に通告しておき、そのうち 5 名まで主審の許可を得て交代することができる。そのさい、交代用紙は使用しない。また、再交代制度は適用しない。
- (6) ベンチに入ることのできる人数は 15 名以内とする。(交代要員 9 名、役員 6 名)
- (7) 本リーグ期間中、警告を 3 回与えられた選手は次の 1 試合に出場できない。また退場を命じられた選手は、次の 1 試合に出場することができない。それ以降の処置については大会規律委員会で決定する。ただし、シーズンごとの裁定とし、次期シーズンに持ち越さない。
- (8) 雷等の悪天候およびその他諸条件による試合開催不可の場合、当番チーム（試合日程表左側チーム）は第 1 試合開始時 3 時間前までに各チームに連絡すること。
- (9) 大会試合球は 5 号検定球とする。(各チーム 1 個用意する) ただし、試合球は同一モデルとする。

10 選手の移籍 チーム間の選手の移籍に関しては、「山梨県女子サッカーリーグ規約」に従う。

11 ユニフォーム (1) 原則として JFA ユニフォーム規定に則る。

- (2) ユニフォームは、正のほかに異なる色の副のユニフォームを用意すること。
- (3) ユニフォーム広告を認める。ただし、JFA ユニフォーム規定を順守し、承認を得たものに限る。
- (4) 背番号は試合のつど登録された選手固有の番号をつけること。シャツの前面とショーツにも背番号と同じ番号を付けることが望ましい。
- (5) アンダーシャツ、アンダーショーツ、タイツの色
 - ①アンダーシャツの色は問わない。原則、チーム内で同色のものを着用する。
 - ②アンダーショーツおよびタイツの色は問わない。原則、チーム内で同色のものを着用する。
- (6) ソックステープ等の色
ソックスにテープまたはその他の材質のものを貼り付ける、または外部に着用する場合、ソックスと同色でなくてもよい。

12 順位決定 順位の決定は勝ち点で行う。勝ち点と同じ場合は、得失点差、総得点、当該チーム同士の勝敗、抽選順により行う（勝ち点は、勝ち 3 点、引き分け 1 点、負け 0 点）。不戦勝の場合は 5 - 0 とする。

13 入替方式 (1) 強化リーグ 1 位チームは翌年度の関東女子サッカーリーグ入替トーナメント大会への出場権を得るものとする。

- (2) リーグ間の入替については「山梨県女子サッカーリーグ規約」に従う
- 14 その他 (1) 傷害保険は参加チームの責任において加入し、事故やケガに備えること。
(2) 会場準備は当番チーム（試合日程表左側チーム）が行い、片付けは各チーム責任をもって行うこと。試合会場すべてを敷地内全面禁煙とする。
(3) 審判について
強化リーグ 主審：有資格者の成人
副審：有資格者の成人が望ましいが、有資格学生・生徒でも可とする。（学生・生徒の場合、チームスタッフが本部席に必ず帯同する）
育成リーグ 主審：有資格者の成人が望ましいが、有資格学生・生徒でも可とする。（学生・生徒の場合、チームスタッフが本部席に必ず帯同する）
副審：学生・生徒可とする。（有資格者が望ましい）
(4) 各会場責任者は全試合分の公式記録(試合記録表)を記入のうえ、女子委員会 Line へ連絡する。すべての原紙は保管のうえ、次回の女子委員会会議にて当該リーグ担当者へ提出する。
- 15 参加料 後日出場チームにお知らせします。
- 16 備考 (1) 自チームの都合による当日棄権（記録上は0-5）をしたチームは、年間順位を最下位とする。そのさい、すべての勝ち点を剥奪する。マッチコーディネーションミーティングの欠席も同様とする。ただし、試合開催の2週間前までに、対戦チーム・審判団・当該リーグ担当者等の関係者に連絡した場合、リーグ結果に影響しない（=成績に反映しない）不戦敗（0-5）とする。
(2) 大会運営を棄権したチームは年間順位を最下位とする。そのさいすべての勝ち点を剥奪する。
- 17 リーグ編成 2024年度のリーグ編成は下記のとおりとする。
強化リーグ 日本航空高校
帝京第三高校
山梨大学
甲府商業高校
日本航空高校 2nd
育成リーグ フォルトゥナ Vogel U-15
FC ふじざくら山梨 JE
ジェイド FC
ヴィクトリア山梨
キャメリア L&G アカデミー
(オープン参加とし、試合結果は成績に反映しない)

審判報告書

大会名 _____

試合時間 _____ 分 延長戦 _____ 分

試合 A _____ 対 B _____

結果 _____ : _____ (_____ : _____) (_____ : _____) 延長 (_____ : _____) (_____ : _____) PK (_____ : _____)

日時 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分キックオフ

場所 _____

主審 _____ 所属 _____ 副審1 _____ 所属 _____

第4の審判 _____ 所属 _____ 副審2 _____ 所属 _____

競技場、用具の状態

警告

時間	チーム	背番号	氏名	理由 { () 内に反ラ異繰遅距入去を記入し、具体的事由を記入する }
1				()
2				()
3				()
4				()
5				()
6				()
7				()
8				()

退場 (詳細は重要事項報告書に記入して提出する。但し警告2についてはこの報告書のみでよい。)

時間	チーム	背番号	氏名	理由 (不正、乱暴、つば、阻止(手)、阻止(他)、暴言、警告2)
1				()
2				()
3				()

その他の報告事項

以上の通り報告いたします。

年 月 日

主審住所 _____

署名 _____

サッカー協会会長殿

審判報告書（重要事項）

大会名

試合時間

分

延長戦

分

試合

対

日時

年

月

日

退場、その他の重要事項についての詳細

以上の通り報告いたします。

年 月 日

主審署名

サッカー協会会長殿

山梨県女子サッカーリーグ規約

本リーグは（公財）日本サッカー協会制定の競技規則にもとづき試合を行う。ただし、本リーグが活性化するように特別規則を制定し、これにもとづいて行うものとする。

第 1 条 このリーグは山梨県女子サッカーリーグと称する。

第 2 条 このリーグは（一社）山梨県サッカー協会女子委員会の統括を受ける。

第 3 条 リーグ参加チームの代表者各 1 名ずつで構成されるリーグ運営委員会をもうける。運営委員長は女子委員長が兼ねる。

第 4 条 このリーグは山梨県内女子サッカーの普及・育成および資質・水準の向上と強化を目的として行う。

第 5 条 前条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 強化リーグ・育成リーグともにホームアンドアウェイ制の 2 回戦総当たりリーグ戦を行う。

(2) 強化リーグ第 1 位チームは原則として関東女子サッカーリーグ入替戦に出場し、関東女子サッカーリーグ加入を目指す。

① 関東女子サッカーリーグ入替戦出場を辞退するチームがある場合、リーグ運営委員会で審議・検討し入替戦出場チームを決定する。その場合の審議・検討基準は、強化リーグの順位をひとつずつ繰り下げて選考することを原則とする。なお、関東女子サッカーリーグ入替戦出場辞退もあり得る。また、出場を辞退したチームへの罰則は設けない。

第 6 条 このリーグは（公財）日本サッカー協会に「女子」登録された山梨県内の女子チームで構成される。

第 7 条 このリーグに登録されるチームおよび選手の資格は以下のとおりとする。

(1) 年度当初に（公財）日本サッカー協会に登録手続きを完了したもの。

(2) 各チームのメンバーは、他チーム、他の種別、他の都道府県に登録されていない選手で構成すること。（二重登録の禁止）

(3) 選手の追加登録は期限をもうけない。

(4) 選手の移籍は、前期終了（当該チームの全チームとの 1 回戦終了時）から後期開始（当該チーム 2 回戦開始時）までにリーグ運営委員長に申請し、許諾を経ることとする。ただし、リーグ運営委員長が特例として判断した場合、選手の移籍に関してリーグ運営委員会で審議することができる。

(5) 選手資格に疑義が生じたときは、リーグ運営委員会にて審議決定する。

第 8 条 リーグ戦は勝ち点制とし、勝ち=3 点、分け=1 点、負け=0 点とする。ただし、勝ち点が同数の場合、得失点差、総得点数、当該チーム同士の対戦成績、抽選の順に順位決定を行う。

第 9 条 日程・試合会場・選手交代等はすべて大会要項に記載されたとおりとする。指定期間内に日程を消化できない場合は、その試合の勝ち点を 0 とし、罰則はもうけない。なお、やむを得ない理由を除き、年間に予定されている試合の 7 割以上を必ず実施することとし、それが達成できないことが 3 年間継続する場合は本リーグから除名する。

第 10 条 試合運営（公式記録を含む）についてはホームチームがあたることを原則とするが、当該試合チームの判断にゆだねる場合もある。

山梨県女子サッカーリーグ規約

- 第 11 条 審判は当該試合チーム以外のチームから派遣する。ただし 2 チームで試合を行う場合、両チームの判断にゆだねる場合もある。強化リーグにおいては主審・副審は審判服着用を義務付ける。(なお、育成リーグにおいても審判服着用が望ましい)
- 第 12 条 試合当日のキャンセルやリーグ規約に反する行為、公序良俗に反する行為があった場合、当該チームは不戦敗とし、順位は最下位とする。なお、当該チームの成績は結果に反映されない。
- 第 13 条 悪天候（雷や地震を含む）時の続行・中止・延期・中断等は、主審と両チームの合意の上で決定する。前半が終了した時点で中止の場合は試合成立とする。再試合の場合、会場確保等は両チームで協議する。
- 第 14 条 規律・処分・懲罰等についてはリーグ運営委員会にて審議決定する。場合によっては（一社）山梨県サッカー協会規律フェアプレー委員会に上申する。
- 第 15 条 上記に定めのない事項についてはリーグ運営委員会にて審議決定する。
- 第 16 条 リーグ制度について
- (1) 本リーグは強化リーグ・育成リーグの 2 リーグ制とする。また、それぞれのリーグともにホームアンドアウェイ制とするが、育成リーグ後期のみ、上位リーグと下位リーグに分けることも可能とする。そのチーム数は育成リーグ所属チーム間で決定する。
 - (2) 関東リーグから降格するチームがある場合は強化リーグに加入する。
 - (3) 試合時間を強化リーグは 90 分（45 分ハーフ、インターバル 15 分）、育成リーグは 70 分（35 分ハーフ、インターバル 10 分）とする。
- 第 17 条 本リーグ参加チームの入替は、関東リーグ入替戦の結果に従い、次の方式にて決定する。
- (1) 前年度末に各チームから所属リーグの意向を確認し、その意向を最優先にリーグ編成を行う。
 - (2) 前項以外の昇降格（入替戦を含む）についてはその都度リーグ運営委員会にて審議する。
- 第 18 条 複数チームエントリーについて
- (1) (公財) 日本サッカー協会へのチーム登録が同一チームより複数チームをエントリーした場合以下に従うこととする
 - ① 本リーグ開催までに各チームのエントリーメンバーをリーグ運営委員長に申請し、チーム間での移籍は単独チームと同様とする。
 - ② エントリーする複数チームは、それぞれに第 7 条（2）を除き本規約全てに従うこととする。
 - ③ 複数チームエントリーを表明したチームの新規参入は、所属リーグの意向を確認し、原則、所属リーグ最下位からとする。
- 附則 育成リーグは普及も兼ねることから、公式記録、審判（当該チーム派遣・ライセンス・年代・審判着の着用義務）等について柔軟な対応をしていきたい。よって、R6 年度に参加するチームで詳細なレギュレーションを文章化していくこととする。

山梨県女子サッカーリーグ規約

本規約適用は平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

平成 29 年 4 月 1 日一部改訂

平成 30 年 4 月 1 日一部改訂

平成 31 年 4 月 1 日一部改訂

令和 3 年 4 月 1 日一部改訂

令和 6 年 4 月 1 日一部改訂